

ID: 157

担当部署: 農林課

処分の概要	利用の許可(変更許可を含む。)
例規名 根拠条項	村田町物産交流センター条例 第6条第1項
例規番号	平成17年条例第19号
<p>【基準】</p> <p>第5条から第7条まで及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第5条 物産交流センターを利用することができる者は、原則として町内に住所を有する次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業者又は農業者が組織する、若しくは加盟する団体</p> <p>(2) 地場産品生産者又は地場産品生産組織</p> <p>(3) 町、県等行政機関</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が特に認める者</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 物産交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 町長は、前項の許可を与える場合において、物産交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、物産交流センターの利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 物産交流センターの建物又は付属施設を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他物産交流センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日